

職員の給与などを公表します

市民サービスの向上を目指し、職員が各分野で働いています。皆さんに一層のご理解をいただけるよう、給与や人事について公表します。

問い合わせ課
人 事

jinji@div.city.fuji.shizuoka.jp

〒410-8555 静岡県富士市
〒410-8555 静岡県富士市
〒410-8555 静岡県富士市
〒410-8555 静岡県富士市
〒410-8555 静岡県富士市

(53)6669 (55)6669 (55)6669 (55)6669 (55)6669

給与などの状況

職員の初任給 (平成31年4月1日現在)

区 分		富士市	国
一 般 行政職	大学卒	18万7,200円	大学卒 18万 700円
	高校卒	15万3,000円	一般職(高卒) 14万8,600円
技 能 労務職	高校卒	15万3,000円	—

平均給料月額 (平均年齢) (平成31年4月1日現在)

一般行政職	33万2,500円 (41.9歳)
技能労務職	32万4,500円 (50.9歳)

※一般行政職は、一般行政事務に従事する事務・技術職員を言い、技能労務職は清掃業務員・給食調理員などを言います。カッコ内は平均年齢です。

経験年数別・学歴別平均給料月額 (平成31年4月1日現在)

経験年数	10年	15年	20年	
一 般 行政職	大学卒	26万 957円	32万2,503円	36万5,145円
	高校卒	—	—	30万4,100円
技 能 労務職	高校卒	—	24万5,200円	26万8,950円

人件費 (平成30年度普通会計決算)

歳出総額 (A)	856億2,354万6,000円
人件費 (B)	138億5,505万5,000円
人件費の比率 (B/A)	16.2%
平成29年度の人件費の比率	16.4%

※普通会計の人件費には、市長や議員などに支給される給料・報酬などが含まれています。

職員給与費 (一般職) (平成31年度一般会計当初予算)

職 員 数 (A)	1,763人	
給 与 費	給 料	67億7,225万4,000円
	職 員 手 当	17億6,638万8,000円
	期 末 勤 勉 手 当	27億7,808万8,000円
	合 計 (B)	113億1,673万円
1人当たりの給与費 (B/A)	641万円	

※職員手当とは扶養手当、住居手当などの諸手当で、退職手当は含まれていません。

特別職の給料・報酬 (平成31年4月1日現在)

区 分	月 額	期末手当
給 料	市 長	99万円
	副 市 長	80万円
	教 育 長	74.2万円
	常勤の監査委員	54.4万円
報 酬	議 長	65.3万円
	副 議 長	59.4万円
	議 員	52.4万円
		6月期 2.225月分 12月期 2.225月分 計 4.45月分 (役職加算20%)

退職手当

(平成30年度普通会計決算)

区 分	富 士 市			国	
	自己都合退職	定年前早期退職	定年退職	自己都合退職	定年前早期・定年退職
勤続20年	20.05725月分	25.0715625月分		19.6695月分	24.586875月分
25年	28.59225月分	33.926625月分		28.0395月分	33.27075月分
35年	40.54125月分	48.6495月分		39.7575月分	47.709月分
最高限度	48.6495月分	48.6495月分		47.709月分	47.709月分
1人当たりの平均金額	316万5,912円	1,992万2,260円	2,149万7,137円	—	
平均年齢	34.4歳	54.6歳	60歳	—	

福利厚生状況

定期健康診断の状況 (平成30年度)

区 分	市長部局	教育委員会	中央病院	合 計
対象者	1,381人	94人	674人	2,149人
受診者	1,363人	92人	669人	2,124人
受診率	98.7%	97.9%	99.3%	98.8%

公務災害などの認定状況 (平成30年度)

区 分	市長部局	教育委員会	中央病院	合 計
公務災害	7件	5件	24件	36件
通勤災害	3件	0件	0件	3件
計	10件	5件	24件	39件

その他の主な福利厚生事業

- ライフプラン事業 (平成30年度)
職員の生涯生活設計 (ライフプラン) の意識啓発を図るため、58歳を対象とした「退職準備型」、46歳を対象とした「生活充実型」のセミナーを開催しました。
- 被服の貸与
職員の公務能率の向上を図るため、職員に対し作業服などの被服貸与を行いました。
- 職員互助会の運営
地方公務員法第42条と富士市職員互助会設置条例に基づき、職員互助会においても、職員の福利厚生事業を実施しています。富士市職員互助会設置条例第7条の規定により、互助会の運営は、理事・運営委員・事務局職員など市の職員が当たっています。



一般行政職の級別職員数などの状況

(平成31年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	合計
標準的な職務	主事補 技師補	主事 技師	上席主事 上席技師	主査	主幹	統括主幹 参事補	課長 参事	総括課長	部長	
職員数 (男) (女)	40人 (21人) (19人)	97人 (56人) (41人)	159人 (114人) (45人)	193人 (142人) (51人)	165人 (126人) (39人)	151人 (136人) (15人)	67人 (64人) (3人)	3人 (1人) (2人)	12人 (11人) (1人)	887人 (671人) (216人)
構成比	4.5%	10.9%	17.9%	21.8%	18.6%	17.0%	7.6%	0.3%	1.4%	100%

定員の状況

(単位:人 各年4月1日現在)

区分	部門	一般行政部門										特別行政部門			公営企業等部門				合計	
		議 会	総 務 企 画	税 務	民 生	衛 生	労 働	農 林 水 産	商 工	土 木	小 計	教 育	消 防	小 計	病 院	水 道	下 水 道	そ の 他		小 計
職 員 数	H31	11	311	86	366	184	5	31	31	180	1,205	263	307	570	728	44	49	60	881	2,656
	H30	11	313	89	355	182	5	31	30	177	1,193	260	308	568	703	42	51	59	855	2,616
差 引		0	△2	△3	11	2	0	0	1	3	12	3	△1	2	25	2	△2	1	26	40

※職員数は市長や副市長などの特別職以外の職員数です。休職者や派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員を除いています。

臨時職員の任用状況

臨時職員数

(令和元年5月1日現在)

区 分	臨時職員	パート勤務職員	合計
市長事務部局等	552人	290人	842人
教育委員会	308人	249人	557人
中央病院	219人	27人	246人
合計	1,079人	566人	1,645人

※臨時職員数には、雇用期間が数週間程度の短期間勤務臨時職員も含まれます。

臨時職員の主な職種と基本賃金

(令和元年5月1日現在)

職 種	賃 金	職 種	賃 金
事務補助	6,590円/日	パート事務補助	880円/時間
保育士	7,600円/日	保育補助者	970円/時間
学校調理員	7,530円/日	パート学校調理員	925円/時間

臨時職員の任用に係る経費

(平成30年度普通会計決算)

歳出総額(A)	856億2,354万6,000円
賃金(物件費)(C)	29億4,638万5,000円
賃金の比率(C/A)	3.4%

※病院、水道などの企業会計、特別会計は除いています。

研修の状況

(平成30年度)

区 分	対象職員・人数	主な内容
基本研修	新規採用職員、昇任者など 1,449人	政策形成研修、マネジメントに関する研修など
専門・特別研修	受講希望者など 2,943人	法律講座、話し方講座など
派遣研修	専門知識・技術の取得を要する職員 153人	市町村アカデミーなどの外部研修機関へ派遣
自己啓発支援	自己啓発活動 231人 自主研究活動 3グループ	通信研修、自主研修など

退職管理の状況

地方公務員の退職管理の適正を確保するため、地方公務員法の規定に基づき、市では職員の退職管理に関する条例を制定し、営利企業などに再就職した元職員による現職職員への働きかけに対する規制や、退職時に課長以上の役職であった人について、再就職状況の届け出を義務づけています。

退職年度	民間企業	公共的団体等	国・他の地方公共団体
H30	4人	0人	0人
H29	2人	1人	0人

公平委員会の状況

公平委員会とは、地方公共団体職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するための機関です。

富士市と岳南排水路管理組合は、地方公務員法第7条第4項の規定により、共同で公平委員会を設置しています。

公平委員会の権限は、地方公務員法第8条第2項により、おおむね次のように定められています。

- 職員の給与や勤務時間、そのほかの勤務条件に関する要求を審査・判定し、必要な措置をとること
- 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること
- 職員の苦情を処理すること

公平委員会の業務の状況

(平成30年度)

業務の種類	合計
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する審査請求の状況	0件